

公 示

平成23年度及び平成24年度において中国四国農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項並びに一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第4項の規定に基づき、平成22年11月1日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

平成22年11月1日

中国四国農政局長 勝 山 達 郎

1. 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。
 - (1) 建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、その他工事
 - (2) 測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他
2. 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項
 - (1) 資 格
 - イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者は、有資格者としなない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ロ 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者は、有資格者としなない。
 - ハ 次の（イ）から（ホ）までに該当する者は、その事実があつた後2年間有資格者としなないことがある。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - （イ）契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （ロ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - （ハ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （ニ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （ホ）正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
 - ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の2第2項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としなない。
 - ホ 経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者。
 - ヘ 共同企業体を構成する者のいずれかが、前イからホの規定に該当するときもまた同様とする。
 - (2) 資格審査
一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価して、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。
 - イ 建設工事
 - （イ）建設業法第27条の2第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項
 - （ロ）専門技術者の状況
 - （ハ）中国四国農政局における工事成績
 - ロ 測量・建設コンサルタント等
 - （イ）年間平均測量等実績高
 - （ハ）流動比率
 - （ホ）専門技術者の状況
 - （ロ）自己資本額
 - （ニ）営業年数
 - （ヘ）中国四国農政局における測量等施行成績
3. 一般競争（指名競争）に参加しようとする者の申請の時期及び方法
 - (1) 申請書の提出時期（定期受付）
建設工事、測量・建設コンサルタント等すべての申請者
 - イ 持参する場合 平成22年12月15日から平成23年1月31日までの間（平成22年12月29日から平成23年1月3日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く10：00～16：00（12：00～13：00は除く。）とする。））に申請すること。
 - ロ 郵送の場合 平成22年12月1日から平成23年1月14日（当日消印有効）までの間に郵送すること。
 - ハ インターネットの場合 平成22年12月1日から平成23年1月14日までの間（平成22年12月29日から平成23年1月3日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く9：00～17：00）に、建設工事の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。
<https://www.pqr.mlit.go.jp>
また、測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

なお、インターネットによる申請を除き、上記期間経過後も申請は随時に受け付けているが、資格取得が遅れることがある。

(2) 申請の方法

イ 申請書の入手方法 地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスにアクセスし、平成22年11月1日からダウンロードして入手することができる。

<http://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html>

また、インターネットを使用して申請をする場合は、前項（1）のハに掲げるアドレスにアクセスし、平成22年11月1日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月1日から平成23年1月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等業務のパスワードの請求に当たっては、（1）ハに掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに（2）②のウ～カまでに別記2に掲げる送付先に郵送（書留郵便）するものとする。

ロ 申請書の提出方法 持参又は郵送により、申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する各地方農政局管内の受付窓口に提出する。

ただし、郵送の場合の送付先は、農政局整備部設計課経理係に限る。

また、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。

インターネットにより申請する場合は、前項（1）の（申請書の提出時期）のハに掲げるアドレスにアクセスし、（2）のイにおいてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、（2）のイにおいて入手したパスワードを入力して、送信する。ただし、添付書類として、建設工事契約の場合にあっては、以下に掲げる①エの書類を、受付期間内に別記3に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする。（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く）。

なお、経常共同企業体等複数の者による申請の受け付けはできないので、このような場合は、持参又は郵送による申請とする。

① 建設工事契約

ア 営業所一覧表

イ 業態調書

ウ 共同企業体等調書（経常共同企業体）

エ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

オ 総合評定値通知書の写し

カ 共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）

キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

ク 行政書士等による代理申請による場合には委任状

② 測量・建設コンサルタント等契約

ア 技術者経歴書

イ 営業所一覧表

ウ 登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

エ 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

オ 財務諸表類

カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

キ 行政書士等による代理申請による場合には委任状

(3) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

〒700-8532

岡山市北区下石井1-4-1 中国四国農政局

電話（086）224-4511（代表）

建設工事契約、測量・建設コンサルタント等契約ともに整備部設計課経理係 内線（2620）

※地方受付（別記1）

上記の申請書の提出場所の定めにかかわらず、中国四国農政局管内事業（務）所（農政事務所は除く。）において持参による申請に限り、地方受付を行う。なお地方の受付期間は、平成22年12月15日から平成23年1月14日までの間（平成22年12月29日から平成23年1月3日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く10:00～16:00（12:00～13:00は除く。）とする。）

4. 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、文書により通知（郵送）する。

5. 有資格者の資格の有効期間

競争参加資格者の資格の有効期間は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとする。

別記1 地方受付一覧表

中国四国農政局管内地方受付場所

名 称	住 所	電 話 番 号
(事業所・事務所) 四 国 東 部 農 地 防 災 事 務 所	〒779-0102 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	088-672-5252
中国土地改良調査管理事務所	〒731-0221 広島市安佐北区可部2丁目6-15	082-819-1617
四国土地改良調査管理事務所	〒762-0086 丸亀市飯山町真時677-1	0877-56-8260
土地改良技術事務所	〒700-0984 岡山市北区桑田町1番36号	086-223-2777
中海干拓建設事業所	〒690-1401 松江市八束町江島1054-5	0852-76-2171
斐伊川沿岸農業水利事業所	〒699-0502 島根県簸川郡斐川町大字莊原町105	0853-72-7440
岡山南部農業水利事業所	〒719-1131 総社市中央1丁目5-35	0866-93-1121
香川用水土器川沿岸農業水利事業所	〒762-0082 丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	0877-59-7370
那賀川農地防災事業所	〒774-0013 阿南市日開野町西居内456	0884-23-3833
高知三波川帯農地保全事業所	〒783-0091 南国市立田405	088-878-2455
高瀬農地保全事業所	〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲1591	0889-20-0201

別記2 送付先

測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために
必要な書類の送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

〒980-0802 仙台市青葉区二日町16-1 二日町東急ビル5階

東北地方整備局定期受付会場 東北地方整備局一元受付ヘルプデスク あて

電話番号 022-211-5520

別記3 送付先

建設工事インターネット申請に係る納税証明書等の送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

納税証明書専用FAX番号 082-502-9112

